

写

資料3

施 第 1 9 号  
令和 8 年 2 月 4 日

福島県入札制度等監視委員会  
再苦情調査部会 部会長 様

福島県警察本部長

再苦情申立書に係る弁明書の提出について  
令和 8 年 1 月 30 日付け 7 入第 13 号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり提出します。

以 上  
(事務担当 施設装備課営繕係 薄 内線4976)

再苦情申立書に係る弁明書

双葉警察署浪江分庁舎改築工事基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル

福島県警察本部警務部施設設備課

	再苦情申立内容	事務局弁明	根拠
<p>申立事項</p>	<p>本件において、審査過程および手続きの透明性に疑義あり、選定結果（通知および回答）を不服とするため申立ていたします。</p> <p>(1) 参加表明書類および技術提案書を期日までに受領したにも関わらず、申立者に何ら通知・確認を行うことなく書類不備とし選定外（失格）とした件</p> <p>① 参加表明書において「様式2・業務実績書」の提出がないとされたが、これを不服とする。申立者は提出書類一式を4名にて多重に確認の上で封入をし、提出を行っている。</p> <p>② また、「様式2」に記載の業務実績（1件以上3件以内の実績）を3件におよび示しその明細資料を添付しており、相手方はこれらを受領・確認している。</p> <p>③ かつ、送付状において「様式2」の提出を明記している。</p> <p>④ さらに、提出内容に疑義が生じたときは確認や問合せがあると示されており、申立者はこれを受けていない。</p>	<p>審査及び手続きは適切に行われており、選定結果は有効である。その理由については、次のとおり。</p> <p>募集要領で示された提出方法により、令和7年11月10日に到達。同日開封し確認するも「主要業務実績（様式2）」が封入されていなかったものである。</p> <p>申立人が示す「様式2・業務実績書」については、正しくは「主要業務実績（様式2）」である。到達書類については、事務局職員2名にて確認しており、本件について「主要業務実績（様式2）」の封入がなかったことを確認している。</p> <p>業務実績を証明する書類の添付については、封入を確認したが、「主要業務実績（様式2）」の提出がなく、募集要領で求める形式を満たしていない。</p> <p>任意作成同封された「送り状」には、書類送付の一覧に「主要業務実績（様式2） 1通」の記述があるが、これをもって申立人の主張する「主要業務実績（様式2）」提出確認とは言えない。</p> <p>募集要領においては、「資格審査において、提出様式の記載内容に疑義が生じたときには、事務局より電話又はメールで問い合わせる場合があります。」とされているところ、申立人から参加表明書が到達したのが提出期限末日であり、不足書類の提出を求めたとして、指定された提出方法では期限内の提出は不可能であることから、問い合わせを行わなかったものである。</p> <p>なお、本プロポーザルの実施に当たっては、福島県の入札制度に則った厳格な取扱いが必要である。</p>	<p>根拠</p> <p>募集要領12-(1)-②</p> <p>募集要領12-(2)、(3)、(4)</p> <p>福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領第4条</p>

①により一方的な書類不備の見解を不服とし、担当者より同封なしと回答された点に疑義がある。申立者はその所在を確認する術がなく、また何ら問合せもなく、審査過程およびその説明に透明性がなく、不公平である。

②③④についての説明を求めたところ、担当者の電話回答では「期日当日の到着であったため確認ができなかった。期日前日までに受領できていれば確認できた」とされた。募集要領のとおり提出期日は示されており不服である。

以て「様式2」の提出がされていない旨の回答およびこの事由による不選定通知は不服であります。

到達書類については、事務局職員2名にて確認しており、「主要業務実績（様式2）」の提出がないため、募集要領に基づき技術提案書を無効としたものである。

また、先に述べたとおり問い合わせを行ったとしても当日中の指定方法による書類到達は不可能であり、同じく参加表明書の提出期限末日に到達し、必要書類が不足していた者にも同様の理由から問い合わせを行っておらず、「審査過程およびその説明に透明性がなく、不公平である。」という申立人の主張はあたらない。

申立人の主張する「期日当日の到着であったため確認ができなかった。期日前日までに受領できていれば確認できた」との部分は、電話対応者に確認したところ「問い合わせを行ったとしても当日中の指定方法による到達は不可能」であることを説明したとのことであり、認識に誤りがある。

なお、募集要領では、参加表明書の提出期間は、「令和7年10月7日（火）から令和7年11月10日（月）午後5時まで（必着）」と相当の提出期間が設けられており、到達したものについては、到達当日に順次開封し封入確認することから、「募集要領のとおり提出期日は示されており不服である。」という申立人の主張は独自の見解に過ぎない。

以上により、審査及び手続きは適切に行われており、選定結果は有効である。

募集要領  
別紙1  
2-(3)-イ

募集要領  
8-(6)

(2) 提出期限および審査過程の手続きの透明性の疑義、ならびに設計者にとって不利益な負担を生じさせた件

前項により、申立者は書類不備の認識が一切ない。  
よって、参加表明は正に受理されたと認識し、技術提案書の作成に取り組み、提出期日までにこれを提出している。

① 参加表明が不受理であるならばその旨を通知するべき

② 参加表明審査において十分な確認期間があるのでと疑義申立てしたことに対し、担当者の電話回答では「両期日の日程差は他のプロポーザル期日に倣い設定したものであり、参加表明書類の確認期間として充当していない」とされた。しかしその旨および手続き期間は示されておらず、以て応募者が自らの参加資格受理・不受理を知り得る機会がなく、一方的な処理であり応募者にとって不利益である。

募集要領に基づき第一次審査の結果通知及び申立人から送達された説明要求に基づく選定されなかった理由についての回答を適切に行った。

募集要領では、参加表明書の提出、技術提案書の提出、第一次審査と進み、その後第一次審査の結果として各者へ通知することとしており、これにより適切に対応している。

第一次審査では、参加資格の確認書類の不備により技術提案書を無効にすることも含めて審議されており、また、先に述べたとおり、募集要領により第一次審査終了後、各者へ通知していることから、「参加表明が不受理であるならばその旨を通知するべき」という申立人の主張は独自の見解に過ぎない。

先に述べたとおり、第一次審査では、参加資格の確認書類の不備により技術提案書を無効にすることも含めて審議されており、また、募集要領により第一次審査の後、各者へ通知していることから、「応募者が自らの参加資格受理・不受理を知り得る機会がなく、一方的な処理であり応募者にとって不利益である。」という申立人の主張は独自の見解に過ぎない。

募集要領  
8-(9)  
福島県測量等委託業務  
公募型プロポーザル方式実施要領  
第11条、第15条  
プロポーザルの審査結果について（通知）  
ヒアリング要請者として選定されなかった理由について（回答）

募集要領  
8-(6)、(7)、(8)、(9)  
プロポーザルの審査結果について（通知）

募集要領  
8-(6)、(7)、(8)、(9)  
プロポーザルの審査結果について（通知）

募集要領  
8-(6)、(7)、(8)、(9)  
プロポーザルの審査結果について（通知）

③ 技術提案書が期日までに提出され、これを受理・確認しているにも関わらず、これを無効とされた理由書が示されていない

以て「様式2」の提出がされていない旨の問合せや通知が示されていない状況において、期限の異なる技術提案書の作成に取り組まざるを得なく、かつこれを誠意をもって作成し期日までに提出した申立者および応募者にとって審査事務の公平性・透明性はなく、誠に遺憾であります。

(3) 審査結果通知においてその内容を理解し難い件

先に述べたとおり、募集要領に基づき第一次審査の結果通知及び申立人から送達された説明要求に基づく選定されなかった理由についての回答により適切に示されており、「技術提案書が期日までに提出され、これを受理・確認しているにも関わらず、これを無効とされた理由書が示されていない」という申立人の主張はあたらない。

以上により、審査及び手続きは適切に行われており、「期限の異なる技術提案書の作成に取り組まざるを得なく、かつこれを誠意をもって作成し期日までに提出した申立者および応募者にとって審査事務の公平性・透明性はなく、誠に遺憾であります。」という申立人の主張はあたらない。

募集要領に基づき第一次審査の結果通知、及び申立人から送達された説明要求に基づく選定されなかった理由についての回答を適切に行った。

募集要領  
8-(9)  
福島県測量等委託業務  
公募型プロポーザル方式  
実施要領  
第11条、第15条  
プロポーザルの審査結果  
について（通知）  
ヒアリング要請者として  
選定されなかった理由  
について（回答）

募集要領  
8-(9)  
福島県測量等委託業務  
公募型プロポーザル方式  
実施要領  
第11条、第15条  
プロポーザルの審査結果  
について（通知）  
ヒアリング要請者として  
選定されなかった理由  
について（回答）

<p>プロポーザルの審査過程については、一切の説明がなく、「審査の結果、貴者はヒアリング要請者として選定されませんでした」とのみ通知がされた。</p>	<p>福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領に基づき、適切に通知した。</p>	<p>福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領 第11条 プロポーザルの審査結果について（通知）</p>
<p>① 通知の翌日から2週間以内に書面で不選定説明を求めることができる旨の記載に基づき、説明を求めた。</p>	<p>令和8年1月5日、申立人から説明要求の文書が送達</p>	
<p>② 先の(1)(2)に申立のとおり申立者にとって不条理な審査により、参加表明の時点で無効とされたことを説明要求にて初めて知り得た。</p>	<p>福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領に基づき、適切に回答した。</p>	<p>福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領 第15条 ヒアリング要請者として選定されなかった理由について（回答）</p>
<p>③ 技術提案書の受理にも関わらずこれを通知なく無効とされたことを、上記同様、初めて知り得た。</p>	<p>先に述べたとおり、募集要領では、参加表明書の提出、技術提案書の提出、第一次審査と進み、その後第一次審査の結果として各者へ通知することとしている。</p>	<p>募集要領 8-(6)、(7)、(8)、(9) プロポーザルの審査結果について（通知）</p>
<p>④ さらに申立者の説明要求によって初めて、第一次審査において審査対象とされていない旨の回答があった。</p>	<p>募集要領で資格要件が示されており、「主要業務実績（様式2）」の提出がない以上、資格要件は満たさないことから、技術提案書は無効とし、内容の審査は行っていない。</p>	<p>募集要領 9-(1)-①</p>
<p>前提として、申立者は、技術提案書において評価が至らなかった旨を理解したく、不選定通知文に対して説明を求めたものである。</p>	<p>募集要領において、失格条項等に該当した場合には技術提案書は無効であるので、「技術提案書において評価が至らなかった旨を理解したく、不選定通知文に対して説明を求めたものである。」という申立人の主張は独自の見解に過ぎない。</p>	<p>募集要領14</p>

設計者にとってプロポーザルとは、募集要領の目的を十分に理解かつ共感し、自らの倫理観に照らし、広く公共の利益に応えるべく、通常業務を停止または制限し、貴重な時間と多大なる労力を費やして、技術力および創造力・実現力を提案すべく覚悟を持って真摯に取り組み、心血を注いで技術提案書を作成し、提出するものである。

この技術提案書が評価項目において評価されたのであれば納得し、更なる向上を目指すところである。

しかしながら、全く覚えがない書類不備処理により不合理的な参加表明書類審査がなされ、この説明が十分に無いまま技術提案書作成および提出をし、正に受理されたにも関わらず十分な通知ならびに説明がないまま、第一次審査の土俵に上がることなく処分された旨の回答を受け、これを不服申し立ていたします。

なお、担当者の電話回答では「申立者以外にも、参加表明審査において数社の無効（失格扱い）があった」と示されました。この口頭回答の意図は計りかねますが、不選定通知には「審査の結果」とあり、参加表明書類審査と技術提案書類審査の区別はなされておりません。説明要求により初めて参加表明による無効を示されましたが、前項までに基づき、申立者の参加表明が失格要件に適合したとは考えられません。ゆえに公正な審査ならびに通知・開示がなされたとは理解しがたく、今回の説明求めに応じて回答された内容は参加資格要件があった応募者にとって著しく不公平で不利益であると考えます。

プロポーザルに臨む全ての設計者にとって透明性があり、事務手続きが明朗であり、評価基準が公正に示されるものであるよう、ここに申立をいたします。

本申立により選定結果を不服とするに伴い、参加表明審査ならびに第一次審査の透明性は晴らせないと考え、以て事務局の進める第二次審査ヒアリング要請者選定の実施についても不服申立をいたします。

以上により、審査及び手続きは適切に行われ、選定結果は有効であり「全く覚えがない書類不備処理により不合理的な参加表明書類審査がなされ、この説明が十分に無いまま技術提案書作成および提出をし、正に受理されたにも関わらず十分な通知ならびに説明がないまま、第一次審査の土俵に上がることなく処分された旨の回答を受け、これを不服申し立ていたします。」という申立人の主張はあたらない。

なお、募集要領により応募者全てに等しく内容を示されており、「公正な審査ならびに通知・開示がなされたとは理解しがたく、今回の説明求めに応じて回答された内容は参加資格要件があった応募者にとって著しく不公平で不利益であると考えます。」という申立人の主張はあたらない。

先に述べたとおり、審査及び手続きは適切に行われており、募集要領により応募者全てに等しく内容を示されていることから、「プロポーザルに臨む全ての設計者にとって透明性があり、事務手続きが明朗であり、評価基準が公正に示されるものであるよう、ここに申立をいたします。」という申立人の主張は独自の見解に過ぎない。

以上により、審査及び手続きは適切に行われており、選定結果は有効である。

募集要領